

安八町告示第110号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和元年7月18日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和元年7月29日

安八町監査委員 清 伸二 

記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

令和元年7月18日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年7月3日、歓迎会代（豊城市来町）の35,000円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成29年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成29年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和元年5月20日付 安総第1424号 情報公開決定期間延長通知書
4. 令和元年5月20日付 安総第1425号 情報公開決定期間延長通知書
5. 令和元年5月20日付 安総第1426号 情報公開決定期間延長通知書
6. 令和元年5月20日付 安総第1427号 情報公開決定期間延長通知書

7. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)
8. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
9. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料
(タクシー代) の戻入れについて (戻入れ金額175,250円)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があるため、令和元年7月19日に清伸二監査委員並びに大平文雄監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、安八町長に対し、平成30年7月3日、歓迎会代(豊城市来町)の35,000円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査委員の除斥

大平文雄監査委員においては、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者に従事する業務に直接の利害関係があることから、法第199条の2の規定により本件監査から除斥した。

第5 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和元年7月25日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和元年7月24日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

しかし、令和元年7月24日に新たな証拠が提出された。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実発生していたのか否かについて、令和元年7月25日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を生涯学習課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第6 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課(職員)からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

(1) 安八町(以下「町」という。)と江西省豊城市(以下「豊城市」という。)との国際交流の経緯は、1993年(平成5年)8月に江西省の招聘による訪中がはじまりである。

当時、名森小学校の校長が前任校の養老町で実施してきた、児童の中国訪問が国際化に対応した学校教育に大きな役割を果たしていたことから、安八町の子どもたちにも「ぜひ体験を」と、小学生の中国訪問を町教育委員会へ強く働きかけたことがきっかけとなり始まった。

児童による豊城市との交流が始まってから3年後には、豊城市の児童が安八町を訪問することになり、相互訪問による交流・友好親善が広がってきた。

そして、2001年(平成13年)5月に安八町で交わされた「豊城市と日本国岐阜県安八町の友好交流往来の覚書」へと発展した。

さらには、2007年(平成19年)8月に豊城市にて「友好都市締結協定書」を調印し、年を追うごとに充実した交流が図られるようになった。

(2) 平成30年7月3日(水)、平成30年度江西省豊城市訪問団の5名(以下「訪問団」という。)が安八町役場を表敬訪問した。

(3) (2)の目的は、安八町長(以下「町長」という。)と面会して両市町の発展について交流することであった。

(4) 訪問団は(2)の後、安八町内の事業所を見学した。

- (5) (4) の目的は、安八町内の事業所を訪問し企業の運営と日中企業の合作について交流することであった。
- (6) 訪問団は(4)の後、ハートピア安八を訪問して館内を見学した。
- (7) 訪問団は(6)の後、大垣市内の飲食店で、安八町が主催する歓迎会に出席した。
- (8) (7) の出席者は、訪問団5名、通訳2名、町長をはじめとする町関係者13名であった。
- (9) 訪問団は、(2)～(8)の翌日、平成30年7月4日(木)の午前中に町内2小学校を訪問し、その後、中国に帰国した。

第7 判断に当たっての関係法令等について

1 安八町食糧費取扱基準

食糧費を支出するにあたり、その執行基準(会食経費、茶菓子及び弁当代、緊急時用経費、予算執行、その他)が規定されている。

2 福岡地方裁判所 平成13年3月22日判決

- (1) 行政事務及び事業の執行上、外部者の参加を求めて会合をもつ必要性があり、これと同時又は引き続いて、会合自体では不十分なところをおぎなったり、又は外部者に対し、会合への出席及び情報・助言の提供に対する儀礼の趣旨の接遇を兼ねて食糧費というにふさわしい節度ある会食又は社会通念上儀礼の範囲を超えない会食をすることは、食糧費の対象の範囲内であるということができるとされ、又、社会通念上儀礼の範囲を超えているか否かについては、行政事務及び事業と会合等との関連性、接遇の必要性、接遇の相手方の身分及び地位、接遇の内容等から判断すべきとされた。

(2) 略

(3) 略

3 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

4 法第232条第1項

普通地方公共団体は、当該地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。

第8 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「歓迎会代に係る情報公開請求をしたところ、情報公開決定が延長されたが、延長後の決定期限である期日を過ぎた現在でも情報公開決定が

されず書類の確認が不可能である。」併せて「本件出席者は安八町を代表して本件に出席しているはずであり、公費を使用する以上はこれらの書類を作成し会の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならないことは言うまでもない。月日経ち出席者のこの会の内容の記憶が曖昧になってしまったら、本件の会が安八町にとって全くムダな支出となってしまう。」とした上で、「監査委員は公金の支出に伴い、これらの書類が作成されており、公金の支出に疑義が持たれるものではないか監査せよ。これらの書類が作成されていなければ、平成27年度、平成28年度、大垣土木事務所との懇親会費用の返金と同様で返金されなければならないものである。また、これらの公費の支出に際して疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシー代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」と主張している。

本件請求が町に損害を与えたか否かの判断に先立ち、本件請求にいう歓迎会について検討した。

生涯学習課の説明によれば、歓迎会は、第6 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(3)、(5)のために来町した訪問団を歓迎するために開催されたものであった。

その中で、本件請求にいう公金の支出は、同／(7)にて、(8)中、訪問団5名と通訳2名に係る公金(食糧費)の支出であった。

この公金(食糧費)の支出は、同／(1)のとおり、これまでの交流によって深い友好関係を築き上げてきた訪問団に係る費用のみであり、また、本件請求にいう公金の支出は、安八町食糧費取扱基準に沿った食糧費の支出であり、併せて、第7判断に当たっての関係法令等について／2 福岡地方裁判所 平成13年3月22日判決／(1)で示されている裁判例にも逸脱していないと考えられることから町に損害を与えるものではないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由の記載のとおり、「公金の支出に疑義が持たれるものではないか監査せよ。これらの書類が作成されていなければ、平成27年度、平成28年度、大垣土木事務所との懇親会費用の返金と同様で返金されなければならないものである。また、これらの公費の支出に際して疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシー代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第9 監査委員の意見

なし。